

法制度上の仕組みの導入事例

○地域審議会の導入事例（熊谷市）

1. 合併の経緯

熊谷市は、平成17年10月1日に大里町・妻沼町の近隣2町と合併し、その後、平成19年2月13日に江南町と合併した。

2. 熊谷市における地域審議会の概要

平成17年の合併と同時に、合併前の熊谷市・大里町・妻沼町に合併特例法に基づく地域審議会を設置した。また、平成19年の合併時に、合併前の江南町にも同様に設置した。その概要は、以下のとおり。

設置区域	合併前の熊谷市の区域、合併前の大里郡大里町の区域、合併前の大里郡妻沼町の区域、合併前の大里郡江南町の区域
所掌事務	審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、及び答申するものとする。 (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
組織	(委員の定数) 15人以内
	(委員の選任) 委員は設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 公募により選任された者 ただし、公募により選任された者の人数は3人以内とする。
	(委員の任期) ・2年（ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間） ・再任することができる ・当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う
設置期間	合併の日から10年を経過する年度末まで(江南地域審議会については、他地区の地域審議会の設置期限と同一)

3. 地域審議会における審議状況

(1) 市長からの諮問事項

- ・新市建設計画及び新市基本計画の変更

(2) その他

- ・ 市政の状況について
- ・ 意見交換

4. 設置期間満了後の状況

合併から10年間経過していて、現在、地域審議会は設置されていない。

○地域自治区の導入事例（上越市）

1. 合併の経緯

上越市は、平成17年1月1日に近隣の13町村と合併した。

2. 上越市における地域自治区の概要

合併と同時に13の旧町村の区域に、合併特例法に基づく地域自治区を設置した。その概要は、以下のとおり。

設置区域	合併前の安塚町の区域、合併前の浦川原村の区域、合併前の大島村の区域、合併前の牧村の区域、合併前の柿崎町の区域、合併前の大潟町の区域、合併前の頸城村の区域、合併前の吉川町の区域、合併前の中郷村の区域、合併前の板倉町の区域、合併前の清里村の区域、合併前の三和村の区域、合併前の名立町の区域
所掌事務	<p>次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</p> <p>市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項</p> <p>(2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項</p> <p>(3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項</p>
地域協議会	(委員の定数) 10人以上25人以下
	(委員の選任) 協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。また、応募者が定数と同数又は定数に達しない場合は、投票は行わず、市長が必要に応じて委員を選任できる。
	(委員の資格) 市長が委員に選任することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者 (2) 市議会議員の被選挙権を有する者

地域協議会	(委員の任期) ・ 4年(ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間) ・ 再任することができる
	(委員報酬等) ・ 報酬の支給はない ・ 会議一回につき 1,200 円の費用弁償を支給
設置期間	平成 17 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで
区長等	区長は置かず、事務所の長を配置
事務所	各区に総合事務所を設置
住居表示に関する特例	大字の前に地域自治区の名称を付けている。 (合併前) 東頸城郡大島村大字〇〇 (合併後) 上越市大島区大字〇〇

3. 地域協議会における審議状況

(1) 市長からの諮問事項

- ・ 市の施設の利用時間・休館日の変更について
- ・ 保育園や公園など市の施設の設置や廃止について
- ・ 地域事業の見直し案について 等

(2) 自主的審議事項

- ・ ごみ袋の改善について
- ・ 自主防災組織の結成推進について 等

4. 地域振興に関する施策

- ・ 合併後も引き続き実施している 13 区の地域振興に係るソフト事業について予算措置
(当該予算の財源については、地域振興基金の利子を活用)

5. 設置期間満了後の状況

地方自治法上の地域自治区に移行し、合併前の上越市の区域も含め、全市において地域自治区が設置されている。

○合併特例区の導入事例（宮崎市）

1. 合併の経緯

宮崎市は、平成18年1月1日に佐土原町・田野町・高岡町の近隣3町と合併し、その後、平成22年3月23日に清武町と合併した。

2. 宮崎市における合併特例区の概要

合併から5年間は、4町域に合併特例区を設置した。（佐土原町、田野町、高岡町は平成22年12月31日まで、清武町は平成27年3月22日まで設置。）その概要は以下のとおり。

設置区域	合併前の佐土原町の区域、合併前の田野町の区域、合併前の高岡町の区域、合併前の清武町の区域
合併特例区協議会	（委員の定数） 区の規模に応じて15人以内から20人以内まで
	（委員の選任及び資格） 区域内に住所を有し、かつ、宮崎市議会の議員の被選挙権を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が選任するものとする。 （1）区域を一定区域に分けて設置された住民自治協議会が推薦する者 （2）前号に掲げる者のほか、区長が推薦する者
	（委員の任期） 2年（ただし、任期の中途において退任した場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。）
	（委員報酬等） 報酬の支給はない。会議一回につき3,000円の費用弁償を支給
	（所掌事務） 協議会は、次に掲げる事項について審議し、市長その他の機関又は区長に意見を述べることができる。 （1）合併特例区が処理する事務 （2）地域振興に関する施策の実施その他の事務であって区域に係るもの
設置期間	合併時から5年間
区長	市町村の被選挙権を有する者のうちから宮崎市長が選任する。
事務所	各区に合併特例区事務所を設置
区で処理する事務	合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。 （1）公の施設の設置及び管理に関すること。 （2）合併特例区の区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。 （3）区域における文化及び伝統の継承ならびに地域振興イベントに関すること。
区で管理する公の施設	地域福祉センター、地区公民館、農村環境改善センター、伝承芸能館、文化会館、交流プラザ
住居表示に関する特	大字の前に合併特例区の名称を付けている。

例	(合併前) 宮崎郡佐土原町大字〇〇 (合併後) 宮崎市佐土原町〇〇
---	--------------------------------------

3. 合併特例区協議会における審議状況

- ・地域コミュニティ活動交付金事業について
- ・地域づくり協議会支援事業について

4. 地域振興に関する施策

- ・宮崎市からの交付金を財源とした特例区独自の予算を持ち、地域コミュニティ活動の活性化、区域特有のイベント・まつりの支援等の事業を行っている。

5. 設置期間満了後の状況

地方自治法上の地域自治区に移行し、合併前の宮崎市の区域も含め、全市において地域自治区が設置されている。